

令和 8 年 8 月 26 日

関 係 各 位

新 潟 市 水 道 局
総務部 技術管理室長

配水管布設工事等の積算に関するお知らせ

配水管布設工事等、水道施設整備費に係る歩掛表（水道事業実務必携）を適用する工事について、下記のとおり積算しますので、お知らせします。

記

1 労務単価について

令和 8 年度水道施設整備費に係る歩掛表の改定に伴い、従来適用していた配管工の労務単価は特殊作業員の労務単価に変更し積算します。また、令和 8 年 3 月 20 日付けのお知らせ他で行っていた、配管工の労務単価の加算措置は行いませんので注意願います。

2 適用日

令和 8 年 8 月単価を使用した工事から適用します

3 その他

取り扱いが変更となる際は、別途通知します

以上

新潟市水道局 総務部 技術管理室
〒951-8560 新潟市中央区関屋下川原町 1 丁目 3-3
TEL 025-232-7291（ダイヤルイン）
FAX 025-230-8705
E-mail gijyutsu.ws@city.niigata.lg.jp